

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、無線局の開設等について述べたものである。電波法（第4条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
 ② ①による免許がないのに A した者は B の罰金に処する。

A	B
1 無線機器を購入	3年以下の懲役又は150万円以下
2 無線機器を購入	1年以下の懲役又は100万円以下
3 無線局を開設し、又は運用	3年以下の懲役又は150万円以下
4 無線局を開設し、又は運用	1年以下の懲役又は100万円以下

A-2 次の記述は、アマチュア無線局の予備免許について述べたものである。電波法（第8条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第7条の規定により無線局の免許の申請を審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(5)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

(1) A

(2) 電波の型式及び周波数

(3) 呼出符号

(4) B

(5) C

- ② 総務大臣は、①の予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の(1)の期限を延長することができる。

A	B	C
1 工事着手の期限	空中線電力	業務取扱時間
2 工事落成の期限	空中線電力及び空中線の型式	業務取扱時間
3 工事着手の期限	空中線電力及び空中線の型式	運用許容時間
4 工事落成の期限	空中線電力	運用許容時間

A-3 無線局の無線設備の設置場所の変更に関する次の記述のうち、電波法（第17条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。
- 2 免許人は、無線設備の設置場所を変更したときは、その変更について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者が行った点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。
- 3 免許人は、無線設備の設置場所を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 免許人は、無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめその旨を総務大臣に届け出なければならない。

A-4 無線局の免許がその効力を失った場合に執るべき措置に関する次の記述のうち、電波法（第24条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく無線局を廃止した旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を総務大臣に返納しなければならない。
- 3 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、10日以内にその免許状を総務大臣に返納しなければならない。
- 4 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内に再免許申請書を総務大臣に提出しなければならない。

A-5 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、 A と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が B 以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。
- ③ その他の条件として受信設備は、なるべく次の(1)から(4)までに適合するものでなければならない。
 - (1) 内部雑音が小さいこと。
 - (2) 感度が十分であること。
 - (3) 選択度が適正であること。
 - (4) C が十分であること。

	A	B	C
1	受信空中線	10ナノワット	周波数安定度
2	送信空中線	4ナノワット	周波数安定度
3	受信空中線	4ナノワット	了解度
4	送信空中線	10ナノワット	了解度

A-6 無線設備の安全施設に関する次の記述のうち、電波法（第30条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の電源回路には、ヒューズ又は自動遮断機を装置しなければならない。ただし、負荷電力50ワット以下のものについては、この限りでない。
- 2 無線設備のうち送信装置は、強制空冷機能その他総務省令で定める機能を有するものでなければならない。
- 3 無線設備には、他の電氣的設備から当該無線設備の機能に障害を受けることがないように、静電誘導作用又は電磁誘導作用による破損を防止するための装置その他総務省令で定める装置を備えなければならない。
- 4 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

A-7 次の記述は、空中線等の保安施設について述べたものである。電波法施行規則（第26条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備の空中線系には A を、また、カウンターポイズには B をそれぞれ設けなければならない。ただし、26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

	A	B
1	避雷器及び接地装置	接地装置
2	避雷器及び接地装置	避雷器
3	避雷器又は接地装置	避雷器
4	避雷器又は接地装置	接地装置

A-8 次の記述は、送信装置の変調について述べたものである。無線設備規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信装置は、 A によって搬送波を変調する場合には、変調波の B において C パーセントを超えない範囲に維持されるものでなければならない。

	A	B	C
1	音声	^{せん} 尖頭値	(±)90
2	音声その他の周波数	^{せん} 尖頭値	(±)100
3	音声その他の周波数	平均値	(±)90
4	音声	平均値	(±)100

A-9 次の記述は、アマチュア無線局の目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
 (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、 **A** 及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
 (2) 通信を行うため **B** であること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、 **C** に掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

	A	B	C
1	通信方式	必要最小のもの	①の(1)から(3)まで
2	通信方式	十分なもの	①の(1)から(6)まで
3	電波の型式	十分なもの	①の(1)から(3)まで
4	電波の型式	必要最小のもの	①の(1)から(6)まで

A-10 次の記述は、無線局の擬似空中線回路の使用について述べたものである。電波法（第57条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

- (1) **A** に運用するとき。
 (2) **B** を運用するとき。

A	B
1 無線設備の機器の試験又は調整を行うため	実用化試験局
2 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査の際	実用化試験局
3 無線設備の機器の試験又は調整を行うため	実験等無線局
4 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査の際	実験等無線局

A-11 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 無線通信は、試験電波を発射し無線設備の動作を確認した後でなければ行ってはならない。
- 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。

A-12 無線局が相手局を呼び出そうとする場合（注）の措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合を除く。

- 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、できる限り速やかに連絡を設定するための呼出しを行い、連絡設定後は、混信を与えるおそれのない電波により通信を行わなければならない。
- 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、空中線電力を低減して呼出しをしなければならない。
- 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、少なくとも3分間経過した後でなければ呼出しをしてはならない。

A-18 アマチュア無線局の免許人が電波法等(注)に違反した場合に総務大臣が行う命令又は制限に関する次の記述のうち、電波法(第76条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分

- 1 総務大臣は、期間を定めて無線局の運用許容時間を制限することができる。
- 2 総務大臣は、6箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、期間を定めて無線局の空中線電力を制限することができる。
- 4 総務大臣は、期間を定めて無線局の周波数を制限することができる。

A-19 次の記述は、アマチュア無線局の免許人が総務大臣に対して行う報告について述べたものである。電波法(第80条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局の免許人は、次の(1)及び(2)に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

- (1) 遭難通信、緊急通信、安全通信又は A を行ったとき。
- (2) B の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。

A

- 1 非常通信若しくは電波法第74条(非常の場合の無線通信)第1項に規定する通信の訓練のために行う通信
- 2 非常通信
- 3 非常通信
- 4 非常通信若しくは電波法第74条(非常の場合の無線通信)第1項に規定する通信の訓練のために行う通信

B

- 電波法又は放送法
- 電波法又は電波法に基づく命令
- 電波法又は放送法
- 電波法又は電波法に基づく命令

A-20 無線従事者の免許証の返納に関する次の記述のうち、無線従事者規則(第51条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、その業務に従事することを停止する処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に返納しなければならない。
- 2 無線従事者は、免許がその効力を失ったときは、1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に返納しなければならない。
- 3 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に返納しなければならない。
- 4 無線従事者は、無線設備の操作を5年以上行わなかったときは、遅滞なくその免許証を総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に返納しなければならない。

A-21 次の記述は、局の技術特性について述べたものである。無線通信規則(第3条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、 A に B しなければならない。
- ② 減幅電波の発射は、 C に対して禁止する。

A

- 1 その局の属する国の主管庁が定める規則
- 2 無線通信規則
- 3 その局の属する国の主管庁が定める規則
- 4 無線通信規則

B

- 適合
- 適合するよう努力
- 適合するよう努力
- 適合

C

- アマチュア局
- アマチュア局
- すべての局
- すべての局

A-22 次に掲げる周波数帯のうち、無線通信規則に定めるところによりアマチュア業務へ分配されている周波数帯に該当しないものはどれか。無線通信規則(第5条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 24,690kHz~24,790kHz
- 2 10,100kHz~10,150kHz
- 3 14,000kHz~14,350kHz
- 4 18,068kHz~18,168kHz

A-23 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局が執るべき措置に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨を違反した局に連絡する。
- 2 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨を違反した局の属する国の主管庁に報告する。
- 3 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨を国際電気通信連合に報告する。
- 4 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨をその局の属する国の主管庁に報告する。

A-24 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信等について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、アマチュア衛星業務の地上コマンド局と宇宙局との間で交わされる制御信号を除き、 **A** されたものであってはならない。
- ② アマチュア局は、 **B** に限って、 **C** の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。

A	B	C
1 伝送能率を高めるために高速化	緊急時又は災害救助時	アマチュア局以外の局との国際通信
2 意味を隠すために暗号化	主管庁相互間の特別取決めがある場合	アマチュア局以外の局との国際通信
3 伝送能率を高めるために高速化	主管庁相互間の特別取決めがある場合	第三者のための国際通信
4 意味を隠すために暗号化	緊急時又は災害救助時	第三者のための国際通信

B-1 次の記述は、アマチュア無線局の免許状の訂正について述べたものである。電波法（第21条）及び無線局免許手続規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人は、 **ア** に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- ② 免許人は、①の免許状の訂正を受けようとするときは、次の(1)から(5)までに掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
 - (1) 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その **イ**
 - (2) 無線局の **ウ**
 - (3) 識別信号
 - (4) 免許の **エ**
 - (5) 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける **オ**
- ③ ②の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

1 内容	2 免許状に記載した事項	3 氏名又は名称並びに無線従事者の資格及び免許証の番号
4 社団の理事の氏名及び住所	5 代表者の氏名	6 目的
7 種別及び局数	8 年月日	9 番号
10 理由		

B-2 送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件に関する次の事項のうち、無線設備規則（第20条）の規定に照らし、この規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 空中線の近傍にある物体による影響を受けないものであること。
- イ 整合が十分であること。
- ウ 十分な指向特性が得られること。
- エ 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- オ 移動する無線局の空中線は、実際上起こりうる振動又は衝撃によってもその性能を維持するものであること。

B-3 無線局がその免許状に記載された目的等にかかわらず運用することができる通信に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 電波の規正に関する通信
- イ 人命の救助に関し急を要する通信（他の電気通信系統によっては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）
- ウ 他人の依頼による通報であって、急を要しないものを送信するために行うアマチュア局相互間の通信
- エ 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のために行う通信
- オ アマチュア局が自己又は他人の金銭上の利益を目的とする業務のために行う通信

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せのうち、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア BWKTSURNL	-. - . - - - - . - . -
イ KHNTPYUGH	-. - - . - . - . - . - . - . -
ウ RFORTKQDI	. - - - - - . - . - . - . - . - . - . -
エ GOVEARPTD	- - . - - - - . - . - . - . - . - . -
オ ZJLMBIXSA	- - - - - - - - - - . -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する ア が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して イ 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する ア が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に ウ させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する ア が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに エ しなければならない。
- ④ ①の電波の発射を停止された無線局を運用した者は、 オ に処する。

- 1 電波の空中線電力 2 期間を定めて 3 電波を試験的に発射 4 その旨を当該無線局へ通知
- 5 電波の質 6 臨時に 7 測定結果を提出 8 ①の停止を解除
- 9 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 10 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

B-6 次の記述は、無線局からの混信について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、 ア 、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、 イ の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。
- ② 混信を避けるために、送信局の ウ 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の ウ は、特に注意して選定しなければならない。
- ③ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 エ のアンテナの利点をできる限り利用して、 オ にしなければならない。

- 1 最大 2 不要な伝送 3 無線通信規則に定めのない略語 4 無線設備 5 指向性
- 6 最小 7 長時間の伝送 8 識別表示のない信号 9 位置 10 高利得